平成２２年（フ）第１２２１６号
神奈川県横浜市中区寿町３丁目10―８―310
債務者　松下　陽平
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２２６号
東京都羽村市羽中２―19―20―201、住民票上の住所東京都青梅市河辺町１丁目844―１―201
債務者　植松　正江
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２２７号
東京都羽村市羽中２―19―20―201、住民票上の住所東京都青梅市河辺町１丁目844―１―201
債務者　植松まゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２４６号
東京都板橋区向原３丁目５―２―202
債務者　植松　勝子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２４７号
東京都世田谷区羽根木２丁目２―６―305
債務者　原　　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２４８号
東京都渋谷区広尾１丁目６―９―306
債務者　永沼　志保
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６２号
東京都練馬区南田中５丁目25―25―406
債務者　浜本常喜子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２９１号
東京都江戸川区北小岩２丁目33―15―105
債務者　濱田扶美江
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９３号
愛知県みよし市莇生町川原１番地　Ｃ棟23号
債務者　田中　唯文
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後２時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
岡山市東区大多羅町91番地16　掛谷照子方
債務者　掛谷　光宏
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６０号
岡山市北区青江４丁目６番20号　ぐらんめーるⅠ―Ｃ号
債務者　小林賢太郎
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８０号
岡山市中区倉富186番地２
債務者　河合　克紀
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８７号
岡山市北区門前252番地５　ロワジールⅥ202、前住所岡山県玉野市八浜町大崎50番地20
債務者　後藤　範子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０４号
栃木県宇都宮市砥上町301番地11
債務者　関塚　勝三
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０５号
栃木県宇都宮市砥上町301番地11
債務者　関塚　芳江
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４２号
東京都昭島市上川原町１丁目８番11号
債務者　高野しづ子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部